

# 福島県大規模小売店舗立地審議会委員公募のお知らせ

## 【公募の趣旨】

大型店の出店に関し、「大規模小売店舗立地法」に基づき、周辺の地域の生活環境の保持のため、大型店の設置者に対して、交通渋滞、騒音、街並みづくり等について適正な配慮を求め、小売業の健全な発展を推進しております。

県では、大型店の設置者に対して、周辺的生活環境を保持するための配慮を求めるにあたり、「福島県大規模小売店舗立地審議会」を設置し、店舗の配置や運営方法について調査・審議しております。

大型店の出店は、日常生活に直接関わるものであり、県民の皆様の視点を取り入れて調査・審議することが重要となることから、委員1名を県民の皆様から募集します。

**公募期間：令和6年4月23日（火）～5月15日（水）**

※ 「大規模小売店舗立地法」が対象とする「大型店」とは、小売店舗の店舗面積が1,000㎡を超えるものとなります。

## 【審議会の概要】

### 1 審議事項

大型店の設置者が配慮しなければならない、生活環境に関する次の事項です。

- (1) 店舗周辺の交通混雑・交通安全に関すること
- (2) 騒音の発生に関すること
- (3) 廃棄物の管理に関すること
- (4) 街並みづくりに関すること など

### 2 委員の構成

委員数は7名です。

学識経験者（生活環境に関する事項の専門家等）と公募委員で構成されます。

### 3 任期

令和6年8月1日から令和8年7月31日までの2年間です。

### 4 開催回数

案件に応じて開催（1回の審議時間は2時間程度。福島市内で開催します。）

### 5 報酬・旅費

審議会に出席した場合は、報酬（1回につき8,800円）と旅費（往復の交通費）をお支払いします。

## 【応募要領】

1 募集人数 1名

2 応募資格

次の全てに該当する方。

(ただし、国・地方公共団体の議員及び公務員を除きます。)

- (1) 福島県内に居住又は通勤している方
- (2) 年齢20歳以上(令和6年8月1日現在)の方
- (3) 平日に福島市において開催される審議会に出席できる方

3 応募方法

次の書類を下記の応募先まで、郵送(電子メール可)又は持参してください。  
なお、提出された書類は返却しませんので、あらかじめご了承ください。

- (1) 応募申込書(別紙)  
(応募申込書は、福島県のホームページからもダウンロード可)
- (2) 作文(意見・提言等800字以内、様式自由)

**テーマ 「大型店出店による交通、騒音などの生活環境に及ぼす影響について  
考えること」**

4 募集期間

令和6年4月23日(火)～令和6年5月15日(水)

- ※ 持参の場合は、募集期間の午前8時30分から午後5時15分まで  
(土曜日、日曜日及び祝祭日(振替休日を含む)を除く)
- ※ 電子メールの場合は、令和6年5月15日の午後5時15分まで
- ※ 郵送の場合は、令和6年5月15日までの消印有効

## 【選考方法】

提出された応募申込書及び作文並びに面接により選考します。

- (1) 第1次選考(応募申込書・作文)
- (2) 第2次選考(面接)

第1次選考の結果に基づき、該当者のみに通知し、福島県庁内において面接いたします。(面接は6月上旬を予定しています。)

※ 応募に要する費用(郵送代、面接に要する旅費等)は支給いたしません。

## 【応募先・問い合わせ先】

福島県 商工労働部 商業まちづくり課

(住所) 〒960-8670

福島市杉妻町2-16

(電話) 024-521-7126

(電子メール) shougyoumachidukuri@pref.fukushima.lg.jp

